

# 本年分で差し引く居住用財産の買換え等の譲渡損失がある方の記載例

給与と所得について年末調整を受けた方で、前年分から繰り越された居住用財産の買換え等の譲渡損失額を本年分の所得から控除してもなお翌年以後に繰り越す損失額がある場合

**手順1**  
11ページ参照

青色申告者は、青色の文字を○で囲みます。

**手順2**  
12ページ参照

**手順3**  
25ページ参照

明治・・・「1」  
大正・・・「2」  
昭和・・・「3」  
平成・・・「4」

申告書第四表(損失申告用)を併せて使用するため、損失の文字を○で囲みます。

**手順4**  
27ページ参照

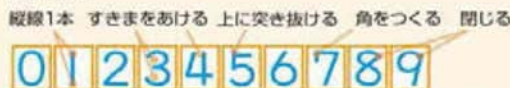
○ 黒字の場合…100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」を記入)  
○ 赤字の場合…金額の頭に「△」または「-」をつけてそのままの金額を記入

**手順5**  
31ページ参照

該当する事項がある方のみ記入

- 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- 申告書は、ボールペンで、強く記入します。
- 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- この記載例(1・2ページ)では、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを示しています。詳細については、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」を参照してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中にいねいに記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

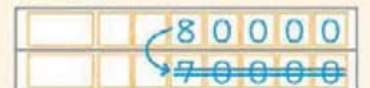
記入例①



記入例②



記入例③



【参考】 給与と所得の源泉徴収票】

平成26年分 給与所得の源泉徴収票										
支払を受ける者	〇〇市△△町×-××-××				氏名	アザガキ コタセイ タロウ (役職名) 国税 太郎				
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額						
給与・賞与	7,140,000	5,226,000	2,573,197	0						
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の額(配偶者を除く)	障害者の額(本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額			
〇				1,057,197	105,000	21,000	16,700			
控除額	200,000	90,000	25,000	35,000						
源泉徴収税額	0									
支払者	〇〇産業株式会社				代表取締役	中津誠・退職				
住所(居所)又は所在地	〇〇区〇〇×-×-××				受給者生年月日	26 〇 46 11 16				
氏名又は名称	〇〇産業株式会社				電話番号	××-××××××××××				

本年分に繰り越された居住用

財産の買換え等の譲渡損失額

15,450,000円

手順1  
11ページ参照

手順2  
12ページ参照

30ページ参照

28ページ参照  
(特定増改築等  
住宅借入金等特別控除)

平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 〇〇市△△町×-××-×  
氏名 国税 太郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
給与	〇〇産業株式会社	7,140,000	0

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計 0

特例適用条文等 平成25年11月27日 居住開始

住民税・事業税に関する事項

住民税 扶養親族の氏名 続柄 生年月日 別居の場合の住所

事業税 非課税所得など 課税所得 償還金額

所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

所得から差し引かれる金額に関する事項

① 雑損控除

② 医療費控除

③ 社会保険料控除

④ 生命保険料控除

⑤ 地震保険料控除

⑥ 寄附金の控除

⑦ 寡婦(寡夫)控除

⑧ 勤労学生控除

⑨ 配偶者の氏名 生年月日 配偶者控除

⑩ 配偶者特別控除

⑪ 扶養控除の合計

⑫ 事業専従者に関する事項

氏名 続柄 従事月数・程度 仕事の内容 専従者給与(控除)額

⑬ 専従者給与(控除)額の合計

⑭ 住民税の特例

⑮ 配当割額控除額

⑯ 株式等譲渡所得割額控除額

⑰ 寄附金 都道府県、市区町村分

⑱ 税控除 住所地の共同募金、日赤支部分

⑲ 給与から差し引き 5歳未満の方は給与所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択

⑳ 自分で納付

別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者の氏名・住所

所得税で控除対象配偶者などとした専従者

手順3  
18ページ参照





